

# 安全安心だより

2024  
No. 4  
通巻171号

令和6年3月21日  
鳥取市役所協働推進課  
〒680-8571  
鳥取市幸町71番地  
電話 0857-30-8177

## 県内の特殊詐欺被害状況(令和6年2月末現在)

- **被害件数** 15件 (前年比 +10件) (鳥取県警察本部 ホームページ引用)
- **被害額** 約6,218万円 (同 +約5,295万円)

区分	令和6年2月末		令和5年2月末		対前年比	
	件数	被害額(万円)	件数	被害額(万円)	件数	被害額(万円)
特殊詐欺(合計)	15	6,218	5	922	10	5,295
オレオレ詐欺	—	—	—	—	—	—
架空料金請求詐欺	4	298	3	169	1	129
還付金詐欺	6	597	1	48	5	548
融資保証金詐欺	1	34	1	704	0	-670
金融商品詐欺	4	5,288	—	—	4	5,288

※ 2月末時点で被害額が過去最高だった去年よりも大きく増加！  
特に還付金詐欺と金融商品詐欺が増加！！

○ 犯人は、毎日のように県内のどこかに、役所や金融機関、会社員などを名乗って、「**還付金があります**」、「**料金が未払いです**」などの**うその電話**をかけています。次はあなたのところに電話がかかるかもしれません。被害にあわないよう気を付けましょう！！

- **電話やSNSでのお金(電子マネー)の話はサギを疑ってください！**
- **ATMでお金が還付されることは絶対にありません！！**
- **有名人をかたった投資サギも増加傾向です！**  
「必ずもうかる」という話はサギを疑ってください！
- 犯人は、「**手続きは今日までです**」、「**支払わなければ裁判になります**」などと言って、焦らせようとしてきます。  
それが犯人の手口ですので、**落ち着いて対応し**、こうした電話があれば、**家族や警察総合相談電話(#9110)に相談**しましょう！
- 自宅の固定電話を**常時留守番電話に設定**し、犯人と話さないことが最も有効な防犯対策です。ナンバー・ディスプレイ・サービスを導入するなど、相手の番号が分かるようにして、**非通知などの電話には出ない**ようにし、詐欺の被害を防ぎましょう。



はたろーくん

# 特殊詐欺事件の被害状況

【本年2月認知分】

(鳥取県警察ホームページから引用)

## ● 架空料金請求詐欺

被害者:米子市居住 50代 女性(Aさん) ・被害額:6万円分の電子マネー

Aさんのスマホに「公式LINE懸賞」から「振込が開始している」旨のメッセージが届いた。Aさんは、以前購入した宝くじが当選したと思い、同メッセージに添付されていたURLをタップしたところ、LINEに移行し、「公式サポート」のアカウントが表示され、友達追加した。同アカウントからは「宝くじ4,800万円が当選したが、振込には手続きが必要。電子マネーを購入して番号を教えてください。」というメッセージが届いたことから、コンビニエンスストアで1万円分の電子マネーを購入し、LINEで番号を伝えた。その後も同様に、手続き名目で電子マネーの購入を要求され、都度、電子マネーを購入し、振込担当に暗証番号を伝え、合計6万円分の電子マネー利用権をだまし取られた。

## ● 還付金詐欺

被害者:鳥取市居住 60代 男性(Bさん) ・被害額:約148万円

Bさん方の固定電話に市役所年金課職員を名乗る甲男から「年金の還付があります。どこの銀行口座を持っていますか。」等と電話があり、口座がある金融機関名を甲男に伝えて電話を終えた。その後、同課職員を名乗る乙男から電話があり、還付金の受取手続きのためATMに行くように言われたことから、Bさんは、自宅にいた甥に頼んで、ATMに連れて行ってもらった。ATMに到着したBさんが、乙男から伝えられていた『050』から始まる番号に携帯電話から電話をかけると、電話に出た丙男からATMを操作するように言われたが、ATMの操作が煩わしかったため、詳しい事情は説明せず、甥にATMの操作を依頼した。甥は、携帯電話で丙男と通話しながら丙男からの指示に従って、Bさん名義のキャッシュカードをATMに挿入し、ATM画面を操作したが、丙男から、Bさんのカードでは取引ができなかったと言われ、甥名義のキャッシュカードで同様にATMの操作をし、合計約148万円を他人名義の口座に振り込んでだまし取られた。

## ● 架空料金請求詐欺

被害者:鳥取市居住 40代 女性(Cさん) ・被害額:約232万円

Cさんのスマホに「利用料金に関するお知らせ」とのショートメールが届き、Cさんが、本文にあった『050』から始まる番号に電話をかけると、電話に出たNTTファイナンス職員を名乗る甲男から、担当者から連絡すると言われ電話を終えた。しばらくすると、Cさんのスマホに担当者を名乗る乙男から電話があり「サイトの未納料金があり、支払わなければ民事裁判になる。救済制度を使えば、支払い額分返還される。」などと説明され、鳥取市内にある金融機関のATMで、指定された口座に約45万円を振り込んだ。その後も、日本個人データ保護協会、日本ネットワークセキュリティ協会を名乗る男らから電話があり、「他にも未納料金がある」「スマホがウィルスに感染していて被害が出ている。サイバー保険に入れば被害額を補償できる。」などと言われ、同じATMで、2回にわたり約186万円を指定された口座に振り込んでだまし取られた。

## ● 投資名目詐欺

被害者:県西部居住 50代 男性(Dさん) ・被害額:約34万円

昨年11月中旬、Dさんがインスタグラムを閲覧中、著名な実業家の男性の写真とともに、「株投資で高利益」という広告が表示され、クリックするとLINEに移行した。LINEで実業家の男性とやり取りをするうち、アシスタントの女性を紹介され、その女性から「金」への投資を勧められた。Dさんは、指示に従えば儲かると信じ、指示されたとおり計34万円を指定された口座に振り込んだ。約2か月後、利益が出たことからお金を引き出そうとしたところ、「高額な手数料」を要求されたことから警察に相談し、詐欺だと判明した。